

埼玉県立大学建築設計業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

1. 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、埼玉県が発注する建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
2. 設計業務委託仕様書（質問回答書、現場説明書、別冊の図面、仕様書（特記仕様書、共通仕様書）をいう。以下「設計仕様書」という。）は、相互に補完するものとする。ただし、設計仕様書の間には相違がある場合、設計仕様書の優先順位は、次の(1)から(5)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 別冊の図面
 - (4) 特記仕様書
 - (5) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
2. 「検査員」とは、契約書の規定に基づき、設計業務の完了の確認を行う者をいう。
3. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
4. 「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。
5. 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
6. 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
7. 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもと

になる計算書等をいう。

8. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
9. 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
10. 「特記」とは、1. 1の2. の(1)から(4)に指定された事項をいう。
11. 「指示」とは、発注者又は監督員が受注者に対して、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
12. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対して、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
13. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
14. 「報告」とは、受注者が発注者又は監督員に対して、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
15. 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督員に対して、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。
16. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
17. 「提出」とは、受注者が発注者又は監督員に対して、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
18. 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
19. 「検査」とは、契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
20. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
21. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
22. 「協力事務所」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、設計仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

3. 2 設計の理念

受注者は、次に掲げる事項に留意して、設計業務の実施にあたるものとする。

1. 公共建築物の社会的使命と機能を十分に認識し、安全性、合理性、耐久性、経済性及び維持保全性等を研究し、設計しなければならない。
2. 建築物の敷地条件、自然条件及び社会的条件を十分に調査研究し、創造性、美観性及び機能性を発揮し、埼玉県の風土を活かし県民にとって親しみやすく、文化性の高いものを設計しなければならない。
3. 配置計画、意匠計画、構造計画及び設備計画は、建物の用途、目的等を考慮し省エネルギー及び省資源対策を十分配慮し設計しなければならない。

3. 3 設計方針の策定等

1. 受注者は、業務を実施するにあたり、設計仕様書及び監督員の指示を基に設計方針の策定（告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び同第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行い、業務当初及び変更の都度、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
3. 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

3. 4 設計の進め方

1. 設計意図について可能な限りの詳細化を図り、設計図書内（特に設計図）に明示しなければならない。

2. 設計の着手にあたっては、現場実態を十分に把握し、それぞれに応じた設計及び工事施工に必要な仮設計画の立案等を行い、可能な限り設計図書の詳細化を図らなければならない。
3. 各業務の担当技術者は、各業務間相互の設計内容について十分に打ち合わせを行い、設計内容の調整を行わなければならない（関連する他の設計業務との調整）。

3. 5 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するにあたり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記による。
2. 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3. 6 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。

3. 7 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 業務方針報告書
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画（「担当技術者名簿及び業務分担表」※を含む。）
 - (5) 使用する主な図書及び基準
 - (6) 連絡体制（緊急時を含む。）
 - (7) その他

※主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものを言う。）や担当技術者について記載するも

の。

3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 8 守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3. 9 再委託

1. 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。

なお、協力事務所（再委託者）が埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者である場合は、入札参加停止期間中であってはならない。

5. 受注者は、協力事務所（再委託者）および協力事務所（再委託者）が再委託を行う（再々委託）など複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
6. 受注者は、協力事務所に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

3. 10 特許権等の使用

受注者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指

定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

3. 11 監督員

1. 発注者は、契約書の規定に基づき、監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督員の権限は、契約書に規定する事項とする。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
5. 監督員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3. 12 管理技術者

1. 受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。
なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 管理技術者の資格要件は、特記による。
3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
4. 管理技術者の権限は、契約書に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
5. 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

3. 13 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下、「貸与品等」という。）は、特記による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに監督員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4. 受注者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3. 14 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 15 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
2. 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。
3. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行うものとする。
4. 受注者は、関係官公庁等と協議した結果について、次の事項をとりまとめた「官公庁等打合せ記録」を作成し、監督員に提出する。
 - (1) 協議日時、場所
 - (2) 協議の相手方の氏名
 - (3) 協議結果

3. 16 地元関係者との交渉等

受注者は、発注者が行う地元関係者への説明、交渉等の際に、これに協力するものとする。

3. 17 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務着手時及び設計仕様書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

3. 18 条件変更等

受注者は、設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することので

きない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

3. 19 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合

3. 20 履行期間の変更

1. 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

3. 21 修補

1. 受注者は、発注者から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
2. 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。

なお、修補の期限及び修補完了の検査については、発注者の指示に従うものとする。

3. 22 設計業務の成果物

1. 成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 成果物は「埼玉県電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を準用し、監督員との協議の結果に従い提出するものとする。また、ガイドライン中、「埼玉県」を「埼玉県立大学」と読み替えることとす

る。

なお、提出部数は原則 2 部とし、提出にあたってはウィルス対策を実施するものとする。

3. 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
4. 受注者は、設計仕様書に規定がある場合又は監督員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。

3. 23 コスト縮減

構想・計画段階から維持管理までのすべてのプロセスにおいて、コストと品質の観点から改善することにより、総合的なコスト縮減と公共事業における付加価値の向上を目指し設計を行うものとする。

また、受注者は、コスト縮減のほか、ライフサイクルコスト、工期、環境負荷等の縮減について、発注者に提案を行うものとする。

3. 24 リサイクル計画書

建設副産物対策（発生の抑制、再利用の推進、適正な処理の徹底）について検討を行うものとする。

また、基本設計、実施設計の各段階において、「建設副産物の手引き」による該当建設副産物がある場合は、リサイクル計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 25 業務実績情報の登録

公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への業務カルテ登録については、特記による。なお、登録を行う際には、登録内容について事前に監督員の承諾を受けるものとする。

3. 26 検査

1. 受注者は、契約書の規定に基づき、発注者に対して、委託業務完了通知書の提出をもって業務の完了を通知する。
2. 受注者は、設計業務が完了したとき、部分払を請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
3. 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物、打合せ記録、その他検査に必要な資料を整備し、監督員に提出しておかなければならない。
4. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を

行うものとする。

(1) 設計業務成果物の検査

(2) 設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）

3. 27 引渡し前における成果物の使用

受注者は、契約書の規定により、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

3. 28 成果物の取扱いについて

受注者から提出されたCADデータについて、発注者は当該施設に係る工事の受注者等に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

【参考資料】

「平成31年国土交通省告示第98号」より抜粋

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

平成三十一年一月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準

本文 （略）

別添一

標準業務は、設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

1 設計に関する標準業務

一 基本設計に関する標準業務

建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、別添二第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものを除く。）にあってはロ（1）に、別添二第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものに限る。）並びに第十五号に掲げる建築物にあってはロ（2）に掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

イ 業務内容

項目		業務内容
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。

査及び関係機関との打合せ	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

ロ 成果図書 （略）

二 実施設計に関する標準業務

工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、別添二第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものを除く。）にあってはロ（１）に、別添二第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものに限る。）並びに第十五号に掲げる建築物にあってはロ（２）に掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

イ 業務内容

項目	業務内容	
(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	(ii) 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。	

(6) 実施設計内容の建築主への説明等	実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。
---------------------	--

□ 成果図書 （略）

三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、前号ロに掲げる成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。

(以下、省略)

19 埼玉県立大学設備改修工事設計業務 特記仕様書

I 業務概要

1. 履行期間 契約日から 2020年3月25日まで
2. 業務内容 建築 (総合 構造)
設備 (電気 給排水衛生 空調換気 昇降機等)
3. 計画施設
- (1) 施設名称 埼玉県立大学
- (2)-1 棟名 本部棟
a. 用途 大学 (H31国交省告示第98号 別添二 第八号 第1類)
b. 対象面積 7,293.02 m²
c. 構造・階数 SRC、RC、S造 地上4階
d. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 その他
- (2)-2 棟名 北棟
a. 用途 大学 (H31国交省告示第98号 別添二 第八号 第1類)
b. 対象面積 15,349.34 m²
c. 構造・階数 SRC、RC、S造 地上4階
d. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 その他
- (2)-3 棟名 教育研修センター
a. 用途 大学 (H31国交省告示第98号 別添二 第八号 第1類)
b. 対象面積 3,541.21 m²
c. 構造・階数 SRC、RC、S造 地上4階
d. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 その他
- (2)-4 棟名 共通施設棟
a. 用途 大学 (H31国交省告示第98号 別添二 第八号 第1類)
b. 対象面積 3,185.84 m²
c. 構造・階数 SRC、RC、S造 地上1階
d. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 その他
- (2)-5 棟名 情報センター
a. 用途 大学 (H31国交省告示第98号 別添二 第八号 第1類)
b. 対象面積 2,904.17 m²
c. 構造・階数 SRC、RC、S造 地上4階
d. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 その他
- (2)-6 棟名 南棟
a. 用途 大学 (H31国交省告示第98号 別添二 第八号 第1類)
b. 対象面積 16,017.17 m²
c. 構造・階数 SRC、RC、S造 地上4階
d. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修 その他
- (2)-7 棟名 学生会館
a. 用途 大学 (H31国交省告示第98号 別添二 第八号 第1類)
b. 対象面積 1,828.47 m²

- | | |
|----------|---|
| c. 構造・階数 | <u>SRC、RC、S造 地上4階</u> |
| d. 工事種別 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 解体 <input checked="" type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> その他 |
| (2)-8 棟名 | <u>体育館</u> |
| a. 用途 | <u>大学（H31国交省告示第98号 別添二 第八号 第1類）</u> |
| b. 対象面積 | <u>2,922.0 m²</u> |
| c. 構造・階数 | <u>SRC、RC、S造 地上4階</u> |
| d. 工事種別 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 解体 <input checked="" type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> その他 |

4. 設計と条件

- (1) 設計方針
- 本施設は1999年に竣工し、2020年で20年が経過することから設備機器の計画的な修繕が必要となっているため、更新工事を行うものである。この目的を踏まえ、利用者が安全で使いやすい設備、施設管理者が維持管理しやすい設備及び環境・省エネに配慮した設備となるよう計画すること。

(2) 敷地

- | | |
|----------|---|
| a. 所在地 | <u>越谷市三野宮 820 番地</u> |
| b. 敷地面積 | <u>102,260 m²</u> |
| c. 用途地域 | <u>指定なし</u> |
| d. 防火地域 | <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし |
| e. 地域地区等 | <u>なし</u> |

(3) 計画条件

- | | |
|--|--|
| a. 耐震安全性 | <u>構造体：Ⅱ類，建築非構造部材：A類，建築設備：乙類（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の施設分類）</u> |
| b. 目標工事費 | <u>約 385,111 千円（税抜）以下</u> |
| 1) 照明設備改修（外灯・グラウンド・テニスコート・体育館） | <u>約 151,232 千円（自動制御含む）</u> |
| 2) 空調設備改修（教育研修センター・共通施設棟・学生会館・情報センター・本部棟・体育館） | <u>約 161,299 千円</u> |
| 3) 給排水設備（北棟・教育研修センター・共通施設棟・学生会館・南棟・情報センター・本部棟・体育館） | <u>約 72,580 千円</u> |
| c. 予定工期 | <u>2020年度以降（予定）</u> |

(4) その他

- ・業務概要の資料は別添（業務概要書）のとおり。
- ・実施設計時に概算工事費を監督員に提出し承諾を得ること。
- ・使用する材料及び工法等の決定にあたり、ライフサイクルコストの比較を行いコスト削減を図るとともに、環境に配慮した材料及び機器を選定すること。
- ・県産品を積極的に採用すること。

- ・搬入路等の仮設計画は施設と調整を行うとともに、近隣環境に十分配慮すること。
- ・工事期間中に執務室等に移設する必要がある場合は、仮設設備の設置等を計画すること。
- ・工事計画は、施設運営に影響が少なく、施設管理者及び利用者等が「居ながら」の施工を可能とするゾーニングとし、部分使用可能なものとする。
- ・石綿は除去を原則とし、石綿障害予防規則その他関係法令を遵守した工事計画とすること。
- ・現地調査を十分行い、既存施設設備との整合を図ること。
- ・耐震の設計方法は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び建築設備耐震設計・施工指針によること。
- ・関係法令を遵守し、関係官公庁等と必要な協議を行うこと。
- ・電気設備、機械設備工事毎にまとめて設計及び積算を行うこと。
なお、機械設備の成果品は別紙「対象機器表」に記載の予定工事年度毎に分けて設計及び積算を行い、納品すること。
- ・同施設関連の別発注業務がある場合は、成果物に不整合のないようその受注者と必要な調整を行うこと。
- ・設計及び積算のチェック体制の強化を目的とし、設計担当者及び積算担当者とは別に照査担当者を定め、業務分担表に記載するとともに経歴書を提出すること。
- ・照査担当者等は、積算業務の各過程で営繕工事積算チェックマニュアルを用い積算数量や項目の脱漏等のないよう確認を行うこと。
- ・外灯・グラウンド・テニスコート・体育館の照明機器についてはLED化を行う。LED化する際に使用場所に応じた照度・色温度・省エネ等の照明機器比較を行うこと。
- ・外灯の灯具については汎用品に変更できるように、灯具仕様の比較検討を行うこと。
- ・工事工程表の作成にあたっては施設管理者と十分に協議し、施設への影響が最小限になるようにすること。

II 特記事項

本仕様書に記載されていない事項は埼玉県建築設計業務委託共通仕様書[※]による。共通仕様書と本仕様書の記載内容は、本仕様書を優先する。

□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。

※ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kenchiku-itaku-jitsumuyouran.html>

1. 業務内容、範囲及び成果物

(1) 設計図及び計算書等の作成

平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一 1 設計に関する標準業務に示す内容のうち、以下に示す範囲を実施する。成果物は別紙 1 による。

a. 基本設計

- 設計条件の整理(設計条件確認のための一般的な現地調査を含む)
 - 条件整理 設計条件の変更等の場合の協議
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - 法令上の諸条件の調査
 - 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
 - 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- 基本設計方針の策定
 - 総合検討 基本設計方針の策定および建築主への説明
- 基本設計図書の作成
- 概算工事費の検討(単価に関する資料(見積書、単価根拠等)を含む)
 - 工事費概算書に使用する単価、数量は監督員と協議し作成する。
- 基本設計内容の建築主への説明等
 - 設計の点検(設計の点検実施要領による)
 - <http://www.pref.saitama.lg.jp/b1013/cost.html>

b. 実施設計

- 要求等の確認(設計条件確認のための一般的な現地調査を含む)
 - 建築主の要求等の確認 設計条件の変更等の場合の協議
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - 法令上の諸条件の調査
 - 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
- 実施設計方針の策定
 - 総合検討 実施設計のための基本事項の確定
 - 実施設計方針の策定及び建築主への説明
- 実施設計図書の作成
 - 実施設計図書の作成 建築確認申請図書の作成
- 概算工事費の検討(単価に関する資料(見積書、単価根拠等)を含む)
 - 工事費概算書に使用する単価、数量は監督員と協議し作成する。
- 実施設計内容の建築主への説明等
 - 設計の点検(設計の点検実施要領による)

(2) その他設計に必要な業務(申請手続き以外)

内容・範囲	成果物	
	部数等	データ
■改修設計における既存施設等詳細調査	1	
<input type="checkbox"/> 計画通知に係る既存建物の法適合状況調査	1	
<input type="checkbox"/> アスベスト含有建材調査 JIS A1481-1, 5検体	1	
<input type="checkbox"/> アスベスト含有建材除去に関する所管行政部署との協議(大気環境、廃棄物処理、労働環境)	1	
<input type="checkbox"/> 地中熱システムによる地下水利用に関する所管行政部署との協議	1	

<input type="checkbox"/> 電波障害対策等に必要な資料の収集及び机上検討		
<input type="checkbox"/> 日影図の作成（計画通知用を除く）	1	※
<input type="checkbox"/> 透視図の作成（ ）		※
<input type="checkbox"/> 模型製作[1/〇〇, スクリーンボード]	1	—
<input type="checkbox"/> 模型写真[60mm×70mm 以上, 3面]	各1	※
■工期検討資料 施設管理者との施工時期・条件等の調整を行う。 （公社）日本建築積算協会「建築改修工事の積算」や同種の施工実績等を考慮する。	1	※
■積算業務 ・積算数量算出書（積算数量調書含む） ・複合単価等資料, 見積検討資料（見積の徴収）, 見積一覧表 ・営繕工事積算チェックマニュアルによるチェックリスト（積算業務の各過程において確認し、監督員の承諾を受ける）	1	※
■リサイクル計画書（建設副産物の手引き（県））の作成	1	※
■コスト構造改革報告書の作成	1	

※ 電子データのファイル形式は監督員との協議による。ただし、積算数量算出書は営繕積算システム RIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）による

(3) 各種申請手続き業務（申請手数料除く）

- 土壌汚染対策法に係る協議
- 都市計画法施行規則第 60 条申請
- 防災計画評定又は防災性能評定
- 中高層建築物等指導要綱申請等
標識看板の作成・設置・撤去、設置報告書等の作成・届出、住民説明
- 消防法施行令第 32 条に基づく申請
- 計画通知申請（構造適判）
- 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく申請
- ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に関する申請
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価申請
- 埼玉県建築物環境配慮制度（CASBEE 埼玉県）に関する申請
（総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成を含む）
- 建築物省エネ法に基づく省エネルギー関係計算書の作成及び申請
- 埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画に基づく申請
- 地中熱システムによる地下水利用に関する規制の申請
（地下水法、工業用水法、ビル用水法、地盤沈下防止等対策要綱）
工業用水用、ビル用水法、地盤沈下防止等対策要綱

(4) 同施設関連の別発注業務

- 無 有（ ）

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等（別紙 2）によって行う。

- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等（別紙2）によって行う。
- c. 材料及び工法等の選定は維持管理費用を含めた比較を行う。
- d. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等（別紙2）によって行う。

(2) 管理技術者の資格要件

- 建築士法施行規則（平成27年国土交通省令第8号）による建築設備士
- 建築士法施行規則（平成27年国土交通省令第8号）による建築設備士又は建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）による設備設計一級建築士

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（ ）

(4) 貸与資料等

貸与資料	電子データ	貸与時期	摘要
<input type="checkbox"/> 地質・土質調査報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 既設建物図面 <input type="checkbox"/> 既設建物耐震診断資料 （埼玉建築設計監理協会判定委員会） <input type="checkbox"/>		業務着手時	

貸与場所（ 設計対象施設 ） 貸与時期（ 業務着手時 ）

返却場所（ 同上 ） 返却時期（ 完成時 ）

※貸与資料等は当該設計業務においてのみ使用を認めるものとする。

(5) 部分引渡し

- ・指定部分 _____
- ・履行期限 _____ 年 ____ 月 ____ 日

(6) 成果物の提出場所 埼玉県立大学 情報・施設管理担当

別紙1 成果物リスト

・基本設計

成果物等	標準縮尺	紙出力	電子データ
a. 総合			
<input type="checkbox"/> 計画説明書（設計検討含む）			
<input type="checkbox"/> 仕様概要書 <input type="checkbox"/> 仕上概要表 <input type="checkbox"/> 面積表及び求積図 <input type="checkbox"/> 敷地案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図（各階） <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 立面図			
<input type="checkbox"/> 工事費概算書			
b. 構造			
<input type="checkbox"/> 構造計画説明書 <input type="checkbox"/> 構造設計概要書 <input type="checkbox"/> 工事費概算書			
c. 電気設備			
<input type="checkbox"/> 電気設備計画説明書 <input type="checkbox"/> 電気設備設計概要書 <input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 各種技術資料			
d. 給排水衛生設備			
<input type="checkbox"/> 給排水衛生設備計画説明書 <input type="checkbox"/> 給排水衛生設備計画概要書 <input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 各種技術資料			
e. 空調換気設備			
<input type="checkbox"/> 空調換気設備計画説明書 <input type="checkbox"/> 空調換気設備設計概要書 <input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 各種技術資料			
f. 昇降機等			
<input type="checkbox"/> 昇降機等計画説明書 <input type="checkbox"/> 昇降機等設計概要書 <input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 各種技術資料			

注1 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

2 b～eに掲げる成果図書は、aに掲げる成果図書に含まれる場合がある。

3 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

4 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

5 電子データの形式は監督員と協議による。

・実施設計

名称	標準縮尺	紙出力	電子データ
a. 総合			
<input type="checkbox"/> 建築物概要書 <input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 面積表及び求積図 <input type="checkbox"/> 敷地案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図（各階） <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 立面図（各面） <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 展開図 <input type="checkbox"/> 天井伏図（各階） <input type="checkbox"/> 平面詳細図 <input type="checkbox"/> 部分詳細図 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 外構図 <input type="checkbox"/> 仮設計画図	— — — — 1/3000 1/500 1/100(200) 1/100(200) 1/100(200) 1/20(30) 1/50(100) 1/100(200) 1/20(30) 1/20(30) 1/50(100)	<input type="checkbox"/> 原図 (A 1 : 1 部) <input type="checkbox"/> 図面出力 (A3に縮小: 1 部)	形式 <input type="checkbox"/> jww <input type="checkbox"/> sfc <input type="checkbox"/> pdf <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 積算数量調書 <input type="checkbox"/> 各種技術資料 <input type="checkbox"/> その他計画通知に必要な図書 <input type="checkbox"/> 日影図	— — — —	A 4 : 1 部 A 4 : 1 部 A 4 : 1 部 監督員指定	— — — pdf
b. 構造			
<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 構造基準図 <input type="checkbox"/> 伏図（各階） <input type="checkbox"/> 軸組図 <input type="checkbox"/> 部材断面表 <input type="checkbox"/> 部分詳細図 <input type="checkbox"/> 構造計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> その他計画通知に必要な図書	— — 1/100(200) 1/100(200) 1/30(50) 1/20(30) — — —	<input type="checkbox"/> 原図 (A 1 : 1 部) <input type="checkbox"/> 図面出力 (A3に縮小: 1 部)	形式 <input type="checkbox"/> jww <input type="checkbox"/> sfc <input type="checkbox"/> pdf <input type="checkbox"/>

c. 電気設備			
<ul style="list-style-type: none"> ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 □受変電設備図 □非常電源設備図 □幹線系統図 ■電灯、コンセント設備平面図(各階) □動力設備平面図(各階) □通信・情報設備系統図・平面図(各階) □火災報知等設備系統図・平面図(各階) ■その他設置設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> □弱電設備系統図・平面図(各階) □避雷針設備図 ■自動制御設備図 ■屋外設備図 	<p>—</p> <p>1/3000</p> <p>1/600(500)</p> <p>1/20(30)</p> <p>1/20(30)</p> <p>1/20(30)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/600(500)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■原図 (A 1 : 1 部) ■図面出力 (A3に縮小: 1 部) 	<p>形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ jww ■ sfc ■ pdf □
<ul style="list-style-type: none"> ■工事費概算書 ■積算数量算出書 ■積算数量調書 ■各種計算書 <ul style="list-style-type: none"> ■照度計算書 ■各種技術資料 □その他計画通知に必要な図書 	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>A 4 : 1 部</p> <p>監督員指定</p>	
d. 給排水衛生設備			
<ul style="list-style-type: none"> ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■給排水衛生設備配管系統図・平面図(各階) ■消火設備系統図・平面図(各階) □排水処理設備図 □その他設置設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> □ □部分詳細図 □屋外設備図 	<p>—</p> <p>1/3000</p> <p>1/600(500)</p> <p>1/20(30)</p> <p>1/20(30)</p> <p>1/20(30)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■原図 (A 1 : 1 部) ■図面出力 (A3に縮小: 1 部) 	<p>形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ jww ■ sfc ■ pdf □
<ul style="list-style-type: none"> ■工事費概算書 ■積算数量算出書 ■積算数量調書 ■各種計算書 <ul style="list-style-type: none"> □ ■各種技術資料 □その他計画通知に必要な図書 	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>A 4 : 1 部</p> <p>監督員指定</p>	

e. 空調換気設備			
<input checked="" type="checkbox"/> 仕様書 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地案内図 <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 空調設備系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 空調設備平面図(各階) <input checked="" type="checkbox"/> 換気設備系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 換気設備平面図(各階) <input checked="" type="checkbox"/> その他設置設備設計図 <input checked="" type="checkbox"/> 自動制御設備 <input type="checkbox"/> 部分詳細図 <input type="checkbox"/> 屋外設備図	<p>—</p> <p>1/3000</p> <p>1/600(500)</p> <p>1/20(30)</p> <p>1/20(30)</p> <p>1/20(30)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 原図 (A 1 : 1 部) <input checked="" type="checkbox"/> 図面出力 (A3に縮小: 1 部)	形式 <input checked="" type="checkbox"/> jww <input type="checkbox"/> sfc <input checked="" type="checkbox"/> pdf <input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 積算数量調書 <input checked="" type="checkbox"/> 各種計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 空調方式比較検討書 <input checked="" type="checkbox"/> 冷暖房熱負荷計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input type="checkbox"/> その他計画通知に必要な図書	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>A 4 : 1 部</p> <p>監督員指定</p>	
f. 昇降機等			
<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 敷地案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 昇降機等平面図 <input type="checkbox"/> 昇降機等断面図 <input type="checkbox"/> 部分詳細図	<p>—</p> <p>1/3000</p> <p>1/500</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/100(200)</p> <p>1/50</p>	<input type="checkbox"/> 原図 (A 1 : 1 部) <input type="checkbox"/> 図面出力 (A3に縮小: 1 部)	形式 <input type="checkbox"/> jww <input type="checkbox"/> sfc <input type="checkbox"/> pdf
<input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 積算数量算出書 <input type="checkbox"/> 積算数量調書 <input type="checkbox"/> 各種計算書 <input type="checkbox"/> 各種技術資料 <input type="checkbox"/> その他計画通知に必要な図書	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>A 4 : 1 部</p> <p>監督員指定</p>	
g. その他			
<input checked="" type="checkbox"/> 打ち合わせ記録 <input type="checkbox"/> 透視図 (簡易な内容説明用) <input checked="" type="checkbox"/> 施工計画の留意事項の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 工事概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事工程表 <input checked="" type="checkbox"/> 現地調査報告書 <input type="checkbox"/> 設計の点検報告書			

注1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

- 3 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
- 4 電子データの形式は JW-CAD とする。
- 5 電子データはデータを格納した電子媒体（CD-R 等）を 2 部提出する。
- 6 縮尺の変更は監督員と協議する。
- 7 施工計画の留意事項の検討には、①施工計画に関する計画概要及びその特徴、②工程計画・仮設計画の考え方、③難易度の高い技術等の施工計画、④工事に際して近隣及び第三者の影響の検討 などを含む

別紙 2 適用基準等

[国：国土交通省 県：埼玉県 他：その他]

- a. 共通 (年版等)
- 官庁施設の基本的性能基準<国> (平成25年)
 - 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準<国> (平成25年)
 - 官庁施設の総合耐震診断・改修基準<国> (平成8年)
 - 建築物解体工事共通仕様書<国> (平成24年)
 - 埼玉県環境配慮方針<県> (平成14年)
 - 埼玉県グリーン調達推進方針<県> (平成29年3月)
 - 埼玉県福祉のまちづくり条例<県> (平成16年)
 - 建設副産物の手引き<県> (平成30年4月)
 - 埼玉県公共事業景観形成指針<県> (平成25年4月)
 - 県有施設の木造化・木質化等に関する指針<県> (平成23年2月)
 - 石綿飛散防止対策マニュアル<県> (2015年)
 - 埼玉県非飛散性石綿含有建材解体工事ガイドライン<県> (平成20年2月)
 - 埼玉県電子納品運用ガイドライン<県> (平成19年2月)
 - 彩の国建設リサイクル実施指針<県> (平成14年3月)
 - 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針<県> (平成29年4月)
 - 埼玉県建築工事積算基準<県> (平成29年4月)
 - 埼玉県建築工事共通費積算基準<県> (平成29年4月)
 - 公共建築工事標準単価積算基準<国> (平成28年12月)
 - 公共建築工事内訳書標準書式<国> (平成24年)
 - 公共建築工事見積標準書式<国> (平成26年)
 - 営繕工事積算チェックマニュアル<国> (平成29年)
 - 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック<国> (平成27年3月)
- b. 建築
- 埼玉県建築工事特別共通仕様書<県> (平成29年)
 - 建築工事設計図書作成基準<国> (平成28年)
 - 建築工事設計図書作成基準の資料<国> (平成28年)
 - 建築設計基準<国> (平成26年)
 - 建築設計基準の資料<国> (平成27年)
 - 建築構造設計基準<国> (平成25年)
 - 建築構造設計基準の資料<国> (平成27年)
 - 建築工事標準詳細図<国> (平成28年)
 - 構内舗装・排水設計基準<国> (平成27年)
 - 構内舗装・排水設計基準の資料<国> (平成27年)
 - 公共建築数量積算基準<国> (平成29年)
 - 建築工事監理指針<国> (平成28年)
 - 建築改修工事監理指針<国> (平成28年)
- c. 設備
- 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書<県> (平成29年)
 - 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書<県> (平成29年)
 - 建築設備計画基準<国> (平成27年)
 - 建築設備設計基準<国> (平成27年)
 - 建築設備工事設計図書作成基準<国> (平成27年9月)
 - 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)<国> (平成28年)
 - 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)<国> (平成28年)
 - 雨水利用・排水再利用設備計画基準<国> (平成28年)
 - 建築設備耐震設計・施工指針<他> (平成26年)
 - 建築設備設計計算書作成の手引<国> (平成27年)
 - 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン(LCEM)<他> (平成22年)
 - 公共建築設備数量積算基準<国> (平成29年)
 - 電気設備工事監理指針<国> (平成28年)
 - 機械設備工事監理指針<国> (平成28年)

業務概要書

業務名称：19 埼玉県立大学設備改修工事設計業務

業務場所：越谷市三野宮 8 2 0 番地

建物概要：SRC、RC、S造 地上 4階 延床面積54,227.17㎡

北棟	15,349.34㎡
教育研修センター棟	3,541.21㎡
共通施設棟	3,185.84㎡
本部棟	7,293.02㎡
情報センター棟	2,904.17㎡
南棟	16,017.17㎡
学生会館棟	1,828.47㎡
体育館棟	2,922.0㎡

業務内容 下記工事に係る設計業務 一式

- ①照明設備改修(外灯・グラウンド・テニスコート・体育館)※自動制御設備含む。
- ②空調設備改修(教育研修センター・共通施設棟・学生会館・情報センター・本部棟・体育館)
- ③給排水設備(北棟・共通施設棟・情報センター・教育研修センター・学生会館・南棟本部棟・体育館)

その他影響範囲に係る建築工事も含む

※②、③の対象機器は、別紙「対象機器表」のとおり

※外灯・グラウンド・テニスコート・体育館の照明機器についてはLED化を行う。

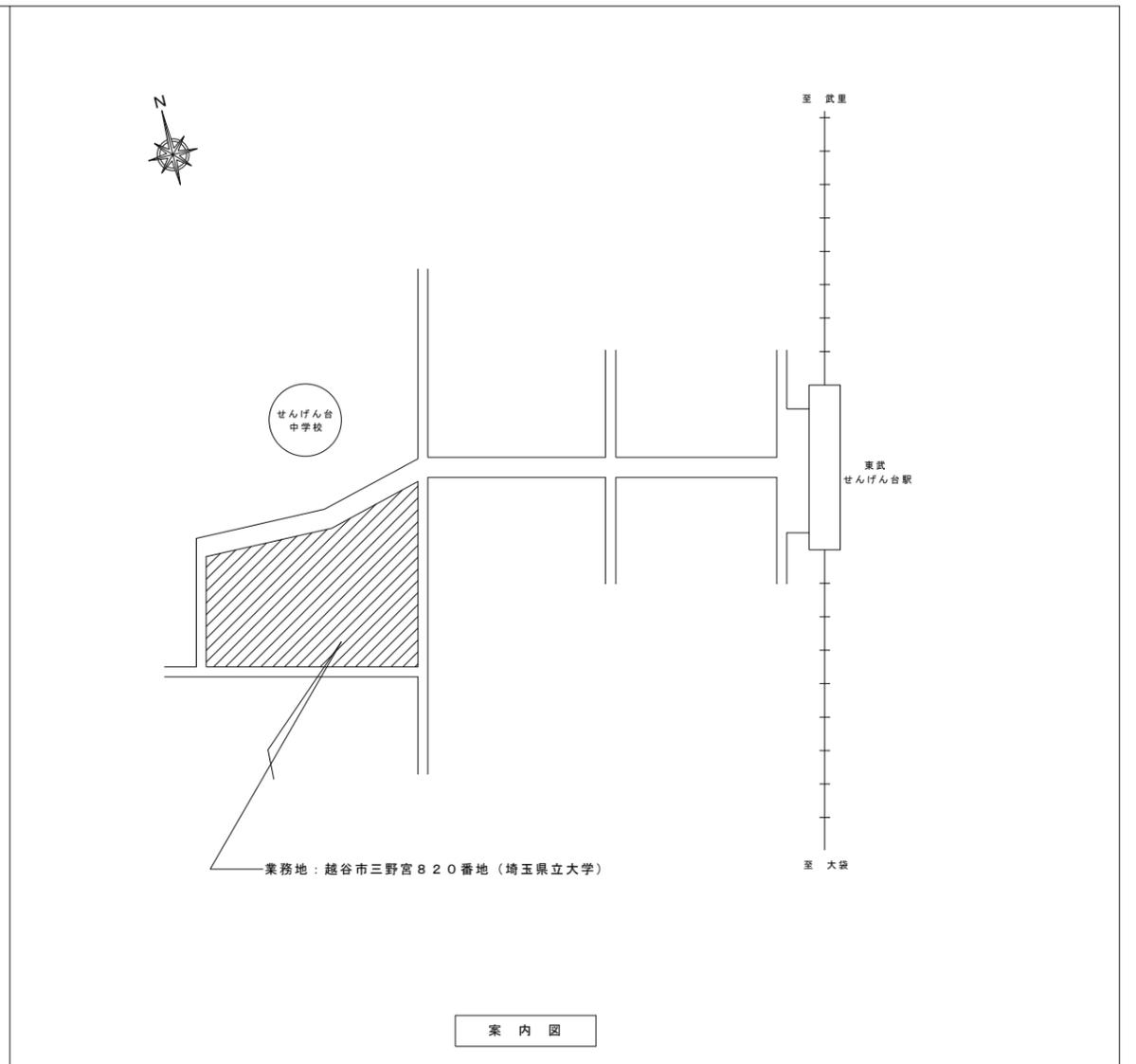
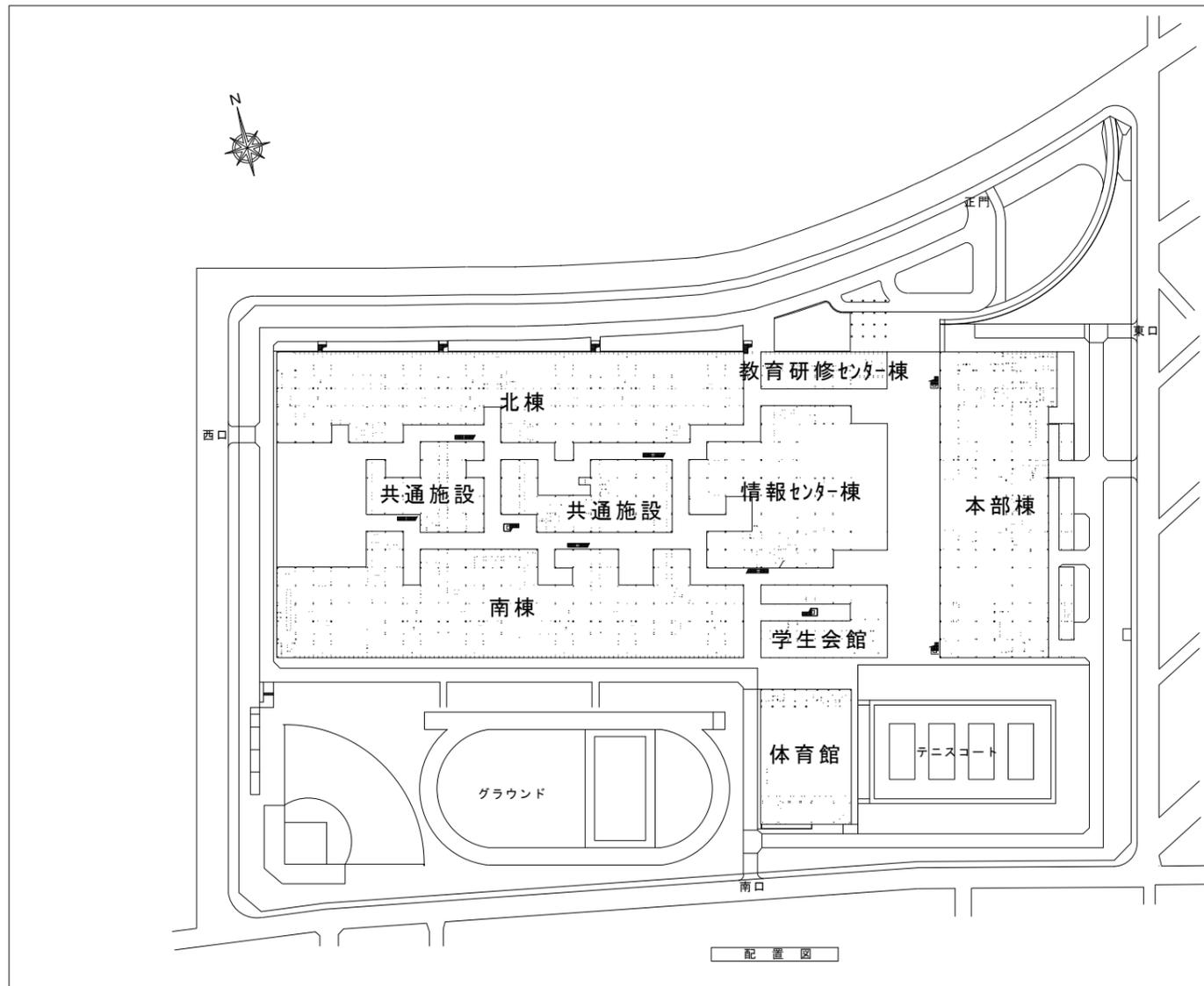
LED化の際に使用場所に応じた照度・色温度・省エネ等の照明機器比較を行うこと。

※外灯の灯具については汎用品に変更できるように、灯具仕様の比較検討を行うこと。

特別業務 内訳書数量計算書作成 (RIBC2 使用)

現地調査業務

業務期間 契約日から 2020年3月25日まで



<p>公立大学法人埼玉県立大学</p> <p>埼玉県越谷市三野宮820番地</p> <p>T E L 048(971)0500(代) F A X 048(973)4807</p>	<p>19 埼玉県立大学設備改修工事設計業務</p>	図面名	業務概要・案内図・配置図	図面種別	公立大学法人埼玉県立大学				
		縮尺	1/500	図面番号	01	局長	副局長	担当部長	担当課長

機械設備 対象機器表

●: 工事対象

No	機器番号	機器名称	設置場所	メーカー名・型番	数量	単位	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目
							2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
空調											
共通施設棟											
	AC-C101	外調機	機械室(101)	三菱電機	ACX-200AF-MA	1.0	台				●
	AC-C102	外調機	機械室(102)	三菱電機	ACX-250AR-MA	1.0	台				●
	PAC-C1	パッケージエアコン	2F屋外機械置場	三菱電機	PUHY-J355BM-B	1.0	組		●		
		パッケージエアコン	1F電子顕微鏡室	三菱電機	PLEY-J80LMD-B						
		パッケージエアコン	1F資料保存室	三菱電機	PLEY-J90LMD-B						
		パッケージエアコン	1F超低温資料保存室	三菱電機	PLFY-J90LMD-B						
	PAC-C2	パッケージエアコン	2F屋外機械置場	三菱電機	PLHX-J140PAG	1.0	組		●		
		パッケージエアコン	1F情報処理準備室	三菱電機	PLH-J71PA						
	PAC-C3	パッケージエアコン	2F屋外機械置場	三菱電機	PUHY-J224M-B	1.0	組		●		
		パッケージエアコン	1Fモデルルーム(LDK)	三菱電機	PLFY-J56LMD-B						
		パッケージエアコン	1Fモデルルーム(和室)	三菱電機	PEFY-J36AM-A						
		パッケージエアコン	1Fモデルルーム(寝室)	三菱電機	PLFY-J45LMD-B						
		パッケージエアコン	1Fモデルルーム(和室)	三菱電機	PUHY-J224M-B						
	PAC-C4-1	パッケージエアコン	1F物理学準備室	三菱電機	PLFY-J56LMD-B	4.0	組		●		
		パッケージエアコン	2F屋外機械置場								
情報センター											
	AC-D101	空調機(保存書庫系統)	1階機械室	三菱電機	ACX-80AF-MA	1.0	台				●
	AC-D102	外調機(事務室系統)	1階機械室 1	三菱電機	ACX-130AF-MA	1.0	台				●
	AC-D103(1)	アンダーフロア空調機	1階機械室	三菱電機	ACX-80DF-KA	7.0	台				●
	AC-D103(2)	アンダーフロア空調機	1階機械室	三菱電機	ACX-80DF-KA	4.0	台				●
	AD-D104	外調機(グループ研究室系統)	1階機械室 3	三菱電機	ACX-80AR-MA	1.0	台				●
	PAC-D1	パッケージエアコン	1F屋外機械置場1	三菱電機	PUHY-J355BM-B	1.0	組			●	
		パッケージエアコン	1FAV編集室	三菱電機	PFY-J224RM-A						
		パッケージエアコン	1情報処理室	三菱電機	PLFY-J56LMD-B						
	PAC-D2	パッケージエアコン	1F屋外機械置場2	三菱電機	PA-J200LG	1.0	台			●	
		パッケージエアコン	電気室	三菱電機	PA-J200LG						
	PAC-D3	パッケージエアコン	1F屋外機械置場1	三菱電機	MSZ-VX258-W	1.0	台			●	
		パッケージエアコン	更衣室	三菱電機	MSZ-V258-WW						
		パッケージエアコン									
	DH-D1	パッケージエアコン	備品倉庫	ピーエス工業	DH-10H	1.0	台			●	
教研棟											
	PAC-E1	パッケージエアコン	1F屋外機械置場	三菱電機	PUSY-J112M-A	1.0	台			●	
	PAC-E2	パッケージエアコン	1F実験研究室1	三菱電機	PLFY-J56LMD-B	2.0	台			●	
	特殊空調設備	恒温・恒湿機(15年)、配管等(30年)				1.0	式		●		
学生会館											
	AC-F-101	空調機(1F学生ラウンジ)	1F 学生ラウンジ	三菱電機	ATH-70MA	2.0	台			●	
	AC-F-201	空調機(1F学生ラウンジ)	2F 機械室	三菱電機	ACX-130AR-MA	1.0	台			●	
	AC-F-202	空調機(2.3Fホール)	2F 機械室	三菱電機	ACX-160AR-MA	1.0	台			●	
本部棟											
	PAC-H1	パッケージエアコン	本部棟 2F屋外機械置場	三菱電機	PUHY-J224M-B	1.0	組		●		
	PAC-H1-1	パッケージエアコン	本部棟 1F防災センター1	三菱電機	PLFY-J71KM-A				●		
	PAC-H1-2	パッケージエアコン	本部棟 1Fパネル裏	三菱電機	PEFY-J80M-B				●		
	PAC-H2	パッケージエアコン	本部棟 2F屋外機械置場	三菱電機	PU-J63GA8	1.0	組		●		
	PAC-H2	パッケージエアコン	本部棟 1F防災センター2	三菱電機	PLA-J63KA8				●		
	PAC-H3	パッケージエアコン	本部棟 2F屋外機械置場	三菱電機	PURY-J280M-A	1.0	組		●		
	PAC-H3-1	パッケージエアコン	本部棟 1F交換機	三菱電機	PLFY-J45JM-A				●		
	PAC-H3-2	パッケージエアコン	本部棟 1FCPU室1	三菱電機	PLFY-J90KM-A				●		
	PAC-H3-3	パッケージエアコン	本部棟 1FCPU室2	三菱電機	PLFY-J45JM-A				●		
	PAC-H4	パッケージエアコン	本部棟 2F屋外機械置場	三菱電機	PUHY-J280M-B	1.0	組		●		
	PAC-H4-1	パッケージエアコン	本部棟 1F学生相談室	三菱電機	PLFY-J36JM-A				●		
	PAC-H4-2	パッケージエアコン	本部棟 1F健康相談室	三菱電機	PLFY-J36JM-A				●		
	PAC-H4-3	パッケージエアコン	本部棟 1F休養室	三菱電機	PLFY-J36JM-A				●		
	PAC-H4-4	パッケージエアコン	本部棟 1F診察室	三菱電機	PLFY-J36JM-A				●		

No	機器番号	機器名称	設置場所	メーカー名・型番	数量	単位	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目
							2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	PAC-H4-5	パッケージエアコン	本部棟 1F保険事務室	三菱電機 PLFY- J56JM-A				●			
	PAC-H0-1	パッケージエアコン		三菱電機 MUCZ-284S	1.0	組		●			
	PAC-H0-1	パッケージエアコン		三菱電機 MTZ-2804S				●			
	PAC-I1	パッケージエアコン	本部棟 2F室外機置場	三菱電機 PUHY- J140M-A	1.0	組		●			
	PAC-I1-1	パッケージエアコン	本部棟 1Fピアノ庫	三菱電機 PCFY- J45GM-A				●			
	PAC-I1-2	パッケージエアコン	本部棟 1F控室	三菱電機 PLFY- J45JM-A				●			
	PAC-I2	パッケージエアコン	本部棟 2F室外機置場	三菱電機 PUHY- J280M-A				●			
	PAC-I2-1	パッケージエアコン	本部棟 2F調整室	三菱電機 PCFY- J71GM-A				●			
	PAC-I2-2	パッケージエアコン	本部棟 2F	三菱電機 PKFY- J22AM-A				●			
	PAC-I2-3	パッケージエアコン	本部棟 1F整備員室	三菱電機 PLFY- J45JM-A				●			
	PAC-J1	パッケージエアコン	本部棟 2F冷却塔置場	三菱電機 PUH-J160GA	2.0	組		●			
	PAC-J1	パッケージエアコン	本部棟 1F厨房	三菱電機 PCA-J80HA				●			
	PAC-J2	パッケージエアコン	本部棟 2F冷却塔置場	三菱電機 PUHY- J450BM-B	1.0	組		●			
	PAC-J2	パッケージエアコン	本部棟1F売店	三菱電機 PEFY- J112M-B				●			
	PAC-J3	パッケージエアコン	本部棟2F冷却塔置場	三菱電機 PUH-J112GA	1.0	組		●			
	PAC-J3	パッケージエアコン	本部棟1F事務室兼 休憩室	三菱電機 PLH-J56PA8				●			
	PAC-J4	パッケージエアコン	本部棟1F屋外倉庫	三菱電機 PUH-J80GA	1.0	組		●			
	PAC-J4	パッケージエアコン	本部棟1F作業員室	三菱電機 PLH-J40PA8				●			
	PAC-J5	パッケージエアコン	本部棟2F室外機置場	三菱電機 PV-J140D	2.0	組		●			
	PAC-J5	パッケージエアコン	本部棟1F電気室	三菱電機 PA-J140PG				●			
	PAC-J6	パッケージエアコン	本部棟2F冷却塔置場	三菱電機 PUH-J280FA	1.0	組		●			
	PAC-J6	パッケージエアコン	本部棟1Fエントランス ホール	三菱電機 PEH-J140FA				●			
	PAC-J7	パッケージエアコン	本部棟2F冷却塔置場	三菱電機 PUHY- J160M-A	1.0	組		●			
	PAC-J7-1	パッケージエアコン	本部棟1Fサービスエリア	三菱電機 PCFY- J45GM-A				●			
	PAC-J7-2	パッケージエアコン	本部棟1F洗浄室	三菱電機 PCFY- J71GM-1				●			
体育館	PAC-G1	パッケージエアコン	体育館棟 1Fドライエリア	三菱重工業 ASJ-112	1.0	組		●			
		パッケージエアコン	体育館棟 1F電気室					●			
	PAC-G2	パッケージエアコン	体育館棟 1Fドライエリア	三菱重工業 ASJ-112	1.0	組		●			
		パッケージエアコン	体育館棟 1F電気室					●			

No	機器番号	機器名称	設置場所	メーカー名・型番	数量	単位	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目
							2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
給排水											
北棟											
	WHS-A-1	蒸気式給湯器	北棟	東洋システム	UTS-154ST65	2.0	台			●	
	WHS-A-3	蒸気式給湯器	北棟	東洋システム	UTS-154ST65	1.0	台			●	
	WHS-A-2	蒸気式給湯器	北棟	東洋システム	UTS-104T50	1.0	台			●	
	BS-A-1	蒸気式給湯器	北棟	東洋システム	UT-1025SS	1.0	台			●	
	TVW-A-1	貯湯槽	北棟	森松工業	700φx1600H	1.0	台	●			
	PHW-A-1~5	給湯循環ポンプ	北棟	川本製作所	PSC2-255-0.15T	5.0	台			●	
	PD-A-1~14	湧水排水ポンプ	北棟	川本製作所	YUK-405-0.25T	7.0	台			●	
	PR-A-1~6	雨水調整樹 (排水ポンプ付)	北棟	川本製作所	YUK-405-0.25T	6.0	台			●	
	TF-A-1	消火用補給水槽	北棟	森松工業		1.0	基			●	
共通棟											
	WHS-C-1	蒸気式給湯器	共通施設棟	東洋システム	UTS-104T50	1.0	台				●
	WHS-C-2	蒸気式給湯器	共通施設棟	東洋システム	UTS-104T50	1.0	台				●
	PHW-C-1~2	給湯循環ポンプ	共通施設棟	川本製作所	PSC2-255-0.15T	2.0	台		●		
	PD-C-1~6	湧水排水ポンプ	共通施設棟	川本製作所	YUK-405-0.25T	3.0	台		●		
情報センター											
	PD-D-1~4	湧水排水ポンプ	情報センター棟	川本製作所	YUK-405-0.25T	2.0	台		●		
教研棟											
	PD-E-1~2	湧水排水ポンプ	教育研修センター棟	川本製作所	YUK-405-0.25T	1.0	台		●		
	PR-E-1~2	雨水調整樹 (排水ポンプ付)	教育研修センター棟	川本製作所	YUK-405-0.25T	2.0	台		●		
学生会館											
	PD-F-1~8	湧水排水ポンプ	学生会館棟	川本製作所	YUK-405-0.25T	2.0	台		●		
南棟											
	WHS-B-1	蒸気式給湯器	南棟	東洋システム	UTS154ST65	1.0	台				●
	WHS-B-2	蒸気式給湯器	南棟	東洋システム	UTS154ST65	1.0	台				●
	WHS-B-3	蒸気式給湯器	南棟	東洋システム	UTS154ST65	1.0	台				●
	PHW-B-1~3	給湯循環ポンプ	南棟	川本製作所	PSC2-325-0.4T	3.0	組		●		
	PD-B-1~14	湧水排水ポンプ	南棟	川本製作所	YUK-505-0.75	7.0	組		●		
	PR-B-1~6	雨水調整樹 (排水ポンプ付)	南棟	川本製作所	YUK-405-0.25	6.0	組		●		
本部棟											
	MC-J-1	全自動飲用水減菌装置	本部棟(エネセン)			1.0	台		●		
	PHW-J-1	給湯循環ポンプ	本部棟(エネセン)			1.0	台			●	
	PHW-J-2	給湯循環ポンプ	本部棟(エネセン)			1.0	台			●	
	PHW-J-3	貯湯槽加温ポンプ	本部棟(エネセン)			1.0	台			●	
	PHW-J-4	ソーラー放熱ポンプ	本部棟(エネセン)			1.0	台			●	
	PD-H-1	排水ポンプ槽	屋外			1.0	台			●	
	PD-J-5・6	湧水排水ポンプ	本部棟(エネセン)			1.0	台			●	
	PD-H-1・2	湧水排水ポンプ	本部棟			1.0	台			●	
	PD-I-1~4	湧水排水ポンプ	本部棟(講堂)			2.0	台			●	
	PD-J-1~4	湧水排水ポンプ	本部棟(エネセン)			2.0	台			●	
	PFU-J-1	屋内消火栓 ポンプユニット	本部棟(エネセン)			1.0	台			●	
	PFU-J-2	屋内消火栓 ポンプユニット	本部棟(エネセン)			1.0	台			●	
	HE-J-2	熱交換器	本部棟(エネセン)			1.0	台			●	
体育館											
	PD-G-1~4	湧水排水ポンプ	体育館棟 共同溝・ドライエリア	荏原制作所	50DVS5.25	2.0	組			●	